

消費税

(1) 収益認識会計基準の対応

消費税については先に触れた判例があるが、消費税法基本通達5―2―16において、事業者が外注先等に対して外注加工に係る原材料等を支給する場合において、その支給に係る対価を收受することとしているときは、その原材料等の支給は、対価を得て行う資産の譲渡に該当するのであるが、有償支給の場合であっても事業者がその支給に係る原材料等を自己の資産として管理しているときは、その原材料等の支給は、資産の譲渡に該当しないことに留意するとされている。

なお、同通達によると、有償支給に係る原材料等についてその支給元が自己の資産として管理しているときは、支給を受ける外注先等では当該原材料等の有償支給は課税仕入れに該当せず、原材料等の支給をした事業者への売上金額のうち原材料等の有償支給に係る金額を除いた金額、つまり、役務の提供の対価としての加工賃等が外注先等の資産の譲渡等の対価に該当し、課税の対象と

なる。このような場合、支給先は有償支給材料のほぼ全量を加工後に支給元業者に売り戻すことを予定しており、当該材料の価格変動リスクを負っていないためである。

(2) 収益認識会計基準に伴う消費税の処理の設例

買戻義務のある有償支給の場合を前提に、部材90円(支給元の帳簿価額)を支給先に100円(税抜き)で支給し、120円(税抜き)で加工後の製品を購入する場合の消費税の処理は設例6のとおりである。

(設例6) 消費税の処理

① 支給先への支給品の支給時			
未収入金	100	有償支給に係る負債(対象外)	100
② 加工後の製品納入時			
棚卸資産(仕入れ) (課税仕入れ8%)	20	買掛金	121.6
仮払消費税	1.6		
有償支給に係る負債 (対象外)	100		
加工賃に相当する部分について、消費税対象として認識をする。			
③ 支給先に対する債務の支払時			
買掛金	121.6	未収入金	100
		現金預金	21.6
④ 法人税法上の調整			
【別表四】			
区分	総額	留保	社外流出
	調整なし		

第5章

東芝事件を教訓にした 有償支給取引の 業務フローと内部統制

(この章のエッセンス)

●まずは自社の取引内容を収益認識会計基準の5つのステップに当てはめる。

●収益認識のタイミングと棚卸資産の管理が変更される場合がある。

収益認識会計基準の内部統制

業務フローの見直し

会計基準が改正される際には、業

種および業態によっては会計上の金額および計上タイミングが従前の会計処理と異なる可能性が生じる。今回の収益認識会計基準の適用は、売